

茨城県で果物の無農薬栽培・加工・販売を行っていた農家について、風評被害により栽培の断念を余儀なくされたことに伴う営業損害が賠償された事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

- 1 畑の賃料（雑費を含む）に関する損害（平成23年4月4日及び同24年4月10日各支払分）
- 2 〇〇の苗4500本の滅失による損害
- 3 畑の開墾費用に関する損害

第2 被申立人は、申立人に対して、前項の損害に係る和解金として

- 1 畑の賃料（雑費を含む）に関する損害（平成23年4月4日及び同24年4月10日各支払分）

金20万0000円

- 2 〇〇の苗4500本の滅失による損害

金90万0000円

- 3 畑の開墾費用に関する損害

金57万0000円

の合計金167万0000円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。

また、その遅延損害金を含む）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5 本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月19日

（仲介委員 大嶋芳樹）